

# 京都府立図書館

## サービス計画(案) (令和8年度～令和12年度)

令和8年3月



京都府立図書館

■	これまでの経緯と現在の状況	1
■	計画の位置づけ	2
■	計画の期間	2
■	計画の進捗管理	2
■	サービス計画（第3期）の取組状況及び今後の課題	3
■	京都府立図書館基本方針	5
■	京都府立図書館サービス計画	6

**I 府内全域の図書館等をつなぎ、支援するとともに、互いに協力して図書館サービスを展開し、府民のニーズに応えます。**

1	府内の各図書館とのネットワークの充実	6
2	市町村立図書館への支援	6
3	子ども・学校の読書活動の支援	7

**II 多様な文化資源の情報を取り扱い、読書の機会を提供することで、府民の知的好奇心に応える利用しやすい図書館サービスを展開します。**

4	多様な資料の収集・整理・提供	8
5	資料の適正な保存	8
6	情報通信分野の整備とデジタルテクノロジーの活用	8
7	レファレンス業務の充実	9
8	府立図書館の情報発信	9
9	多様化する図書館サービスの的確な対応と充実	9
10	障害者サービス等の充実	10
11	職員の資質・能力の向上	10

**III 京都が持つ長い歴史や文化を活かし、大学・文化施設・地元企業等と連携して、様々な交流機会を創出し、京都ならではの文化の振興と地域の活性化に寄与します。**

12	知的な交流の機会提供	11
13	行政機関と連携した取組の推進	11

■	主な評価指標（令和8年度～令和12年度）	12
■	用語の解説	12

## ■ これまでの経緯と現在の状況

京都府立図書館（以下「府立図書館」という。）は日本で最初の公立図書館である「集書院」を源流として、明治 31 (1898) 年に京都御苑内に設立され、明治 42 (1909) 年に現在の岡崎の地に移転して以来、100 年を超える長い歴史と伝統を刻んできました。平成 7 (1995) 年の阪神・淡路大震災により建物が大きく損傷したため、ルネサンス風の外壁正面部を残して建て替え、平成 13 (2001) 年に地上 4 階地下 2 階建の新館を開館しました。

図書館法第 7 条の 2 に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年 12 月 19 日文科省告示第 172 号）では、都道府県立図書館は、設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定することとされています。

府立図書館においては平成 24 年度に、平成 27 年度までの「京都府立図書館サービス計画（以下「サービス計画」という。）」を策定し、「①府内の図書館サービスの中核的図書館」「②府民の多様な活動を支援する図書館」「③情報化社会の進展に対応する図書館」「④京都から情報を発信する図書館」の 4 本柱からなる運営基本方針のもと、特に市町村立図書館・読書施設（以下「市町村立図書館」という。）支援と調査研究支援を中心とした取組を進めました。

サービス計画（第 2 期）では、柱を 3 本に集約し「①府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します」「②多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます」「③議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します」の基本方針のもと、取組を進めました。

サービス計画（第 3 期）では、第 2 期の 3 本の柱を、図書館を取り巻く社会環境の変化や少子高齢化、人口減少、ICT（情報通信技術）の技術革新、度重なる災害、そして新型コロナウイルス感染症対策を見据えて「①府内全域の図書館等をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します」「②多様な文化資源の情報を取り扱い、幅広い調査研究のニーズに応えます」「③大学等研究機関や文化施設等と連携するとともに、多様な議論の場を提供することにより、文化の振興と地域の活性化に寄与します」とし、取組を進めてきました。

このような状況の中、図書館を取り巻く社会情勢はこの 5 年間で一層複雑化し、激しさを増すばかりであり、人口減少・少子高齢化の深刻化・地域コミュニティの希薄化・デジタル化・グローバル化の進展により、これまで以上に将来の予測が困難な時代への対応や、学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決に必要な力の育成など、読書を通じて問題解決に必要な力を育むことの重要性が一層高まっています。

そのような時代の要請に応えるためには、読書活動の推進をはじめとする様々な取組の一層の強化が不可欠です。これまで培ってきた市町村立図書館や学校図書館支援、府民の調査研究支援を大きな柱とし、府立図書館が持つ資源、機能を最大限活用しながら、これまで積

み上げてきた、大学、企業等様々な機関と連携した取組等をより一層充実し、府民へのサービスの向上を図るため、今後5年間の新たな「サービス計画（第4期）」を策定しました。

## ■ 計画の位置づけ

---

この計画は、図書館法第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）において、都道府県立図書館は、設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定することとなっており、このことに基づいて策定するものです。

### 図書館法第7条の2

文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

### 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）

都道府県立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するように努める。

## ■ 計画の期間

---

令和8年度から令和12年度までの5年間です。

ただし、サービス計画の進捗状況、新たな課題、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて本サービス計画を見直します。

## ■ 計画の進捗管理

---

- (1) 個別の取組内容、実施時期については、毎年度「事業計画」を策定し、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルに沿って実行し、サービス計画の具現化を図ります。
- (2) 本サービス計画に基づく毎年度の事業内容については、府立図書館による内部評価と外部有識者等で構成する京都府立図書館協議会による外部評価を両輪として、毎年度点検を行います。

第3期のサービス計画は、新型コロナウイルス感染症対策から始まりました。令和4年1月からは、ZOOMを活用し、オンライン対面朗読による視覚障害者サービスを開始しました。

令和4年4月からは、オンラインサービスの充実を図るため、電子書籍・オーディオブックによるサービスの提供を始めました。また、希望する府立学校で電子書籍・オーディオブックサービスを受けられるようにしました。

さらに、令和5年12月から「子どもの読書活動応援事業」として、希望するすべての府内小・中・高等学校・特別支援学校・義務教育学校を対象に、府立図書館の電子書籍が閲覧できるIDを京都府教育委員会が配布し、読書支援を行っています。

現在電子書籍約26,000タイトル、オーディオブック約7,600タイトルが利用可能です。

府立図書館・市町村立図書館の所蔵する図書を大学図書館で、大学図書館の所蔵する専門書等を府立図書館・市町村立図書館で閲覧することができる、京都府図書館総合目録ネットワーク（以下、「K-Libnet」という。）の参加機関が14大学に増え、国立国会図書館支部文部科学省図書館文化庁分館（文化庁図書室）や京都府議会図書館、全府立学校、京都府総合教育センター、同北部研修所を合わせて104機関に拡充しています。また、当館が運用している連絡協力車について、市町村立図書館、連携する大学図書館、全府立学校等への巡回回数は週2回を維持し、各図書館のハブとしての機能を果たしています。

人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、さらに将来の予測がさらに困難になる中、急激に変化する時代に必要とされる資質・能力を育む上で必要とされる読解力・思考力・表現力等を養う読書活動を推進する必要がありますが、全世代で不読率は上昇し、読書離れに歯止めがかからない状況にあります。

これらの課題を解決するためには、学校図書館、出版社、書店、企業、公民館、行政など、図書館以外の様々な組織と連携し、読書機会の創出に取り組んでいく必要があります。

第3期（令和3年度～令和6年度）における主な評価指標と実績

項 目	数値指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間貸出冊数 (電子書籍利用数(外数))	260,000冊	266,713冊	240,228冊 (28,226回)	231,427冊 (64,651回)	222,082冊 (120,715回)
年間レファレンス数	17,000件	14,198件	16,668件	15,955件	15,367件
相互貸借数(市町村・大学等)	26,000冊	23,378冊	23,305冊	22,260冊	21,650冊
学校支援セットの貸出セット数	800セット	682セット	588セット	589セット	513セット
子ども食堂、こどもの居場所づくりに取り組んでいる団体への図書の貸出冊数	2,000冊	1,200冊	1,191冊	1,311冊	1,762冊
SNSでの情報提供回数	200回	361回	373回	330回	266回
大学や文化施設等と連携した取組数	30取組	9取組	17取組	21取組	17取組

# 京都府立図書館基本方針

図書館は人々が知的で創造的な人生を送るため、人類の文化遺産となる出版物等を適切に収集・保存し、学び・調査・交流を支える公共的な空間です。

府立図書館は、この理念を踏まえ、急激な社会変化に対応していくため、歴史と大学のまち京都の立地を活かしながら、府内全域に均質な図書館サービスを提供することにより、府民に読書機会を提供し、調査研究や知的活動の振興を目指します。

- I 府内全域の図書館等をつなぎ、支援するとともに、互いに協力して図書館サービスを展開し、府民のニーズに応えます。

市町村立図書館・学校図書館等の活動を支援し、各館と連携して、府内の図書館サービスの充実を図ります。また、府民のニーズに応える情報を提供するため、市町村立図書館・学校図書館・大学図書館等をつなぎ、ハブとしての機能を果たします。

- II 多様な文化資源の情報を取り扱い、読書の機会を提供することで、府民の知的好奇心に応える利用しやすい図書館サービスを展開します。

予測困難な社会の変化に対応する府立図書館として、役割に応じた資料の収集や多様な文化資源に関する情報の提供を行い、人々が本に触れる機会を充実させます。また、様々な知識や情報を求める人々が利用しやすい図書館として、幅広い調査研究のニーズや知的好奇心に応えるサービスを提供します。

- III 京都が持つ長い歴史や文化を活かし、大学・文化施設・地元企業等と連携して、様々な交流機会を創出し、京都ならではの文化の振興と地域の活性化に寄与します。

悠久の歴史を持つ京都には、豊かな文化や産業が生まれ、大学や研究機関も数多く立地し、府立図書館の周囲の岡崎地域にも多くの文化施設があり、大学や様々な研究機関・文化施設・企業等と府立図書館の資源を活用して連携することで、京都の文化の発展と地域のさらなる活性化に寄与します。

# 京都府立図書館サービス計画

(令和8年度～令和12年度)

1 府内全域の図書館等をつなぎ、支援するとともに、互いに協力して図書館サービスを展開し、府民のニーズに応えます。

市町村立図書館・学校図書館等の活動を支援し、各館と連携して、府内の図書館サービスの充実を図ります。

また、府民のニーズに応える情報を提供するため、市町村立図書館・学校図書館・大学図書館等をつなぎ、ハブとしての機能を果たします。

## 1 府内の各図書館とのネットワークの充実

府内全域の図書館等をつなぎ、支援するために、市町村立図書館・大学図書館等と連携し各図書館が所蔵する資料を一括して検索できるとともに、資料の相互貸借及びその資料を運ぶ連絡協力車の運行等を行う K-Libnet の運営・管理を通して、府民が図書と触れ合う機会の充実に取り組みます。

- ・各図書館が所蔵する資料を一括して検索できるとともに、資料の相互貸借を支援する K-Libnet システムの確実な運用を図ります。
- ・大学のまち京都の地の利を生かして、大学図書館が所蔵する資料を府立図書館・市町村立図書館で、府立図書館・市町村立図書館が所蔵する資料を大学図書館で、それぞれ閲覧できる取組を推進します。
- ・K-Libnet 参加館等へ資料を運ぶ連絡協力車の効率的な運行を図ります。

## 2 市町村立図書館への支援

府立図書館では、府民に身近な市町村立図書館への様々な支援を行うことによって府民サービスの更なる向上を図ります。

また、市町村立図書館のレファレンス機能充実に向けて、事例の蓄積等を行い、社会や技術の最新の動向を踏まえた研修に取り組みます。

- ・巡回訪問やオンラインを活用した相互交流を図ることにより、市町村立図書館のニーズ把

握と的確な対応に努めます。

- ・市町村立図書館のニーズを踏まえた職員が参加しやすい研修（オンライン・オンデマンド等を含む）を推進します。
- ・K-Libnet システムを活用して、市町村立図書館のレファレンス機能の充実を図ります。
- ・市町村立図書館が、社会全体で生涯にわたり読書に親しめる環境づくりを推進できるよう、その取組を支援します。

### 3 子ども・学校の読書活動の支援

子ども・学校の読書活動の推進のため、市町村立図書館や学校等が行う取組の支援を積極的に行います。

また、児童生徒の探究的な学びや調査研究に応えます。

- ・気づきや理解を深め合うための多様な空間を整備します。
- ・児童生徒の探究的な学びや学生の調査研究に応えます。
- ・探究的な学びや読書活動、学校図書館や学級文庫、展示等に活用する「学校支援セット」の充実と利用促進を図るなど、学校支援の取組を一層推進します。
- ・子ども読書の日（4月23日）関係事業に取り組みます。
- ・「子どもの居場所づくり」「子ども食堂」に取り組む団体や「京都府教育委員会認定フリースクール」、京都府家庭支援総合センター等様々な団体と連携し、子どもの読書活動に寄与する取組を推進します。
- ・京都府図書館等連絡協議会と連携した読書活動を推進します。
- ・就学前の子どもに対する本に触れる機会を広げるため、市町村立図書館や関係機関の取組を支援します。
- ・家庭における読書活動を推進するため、行政や関係団体が実施する取組を支援します。

## II 多様な文化資源の情報を取り扱い、読書の機会を提供することで、府民の知的 好奇心に応える利用しやすい図書館サービスを展開します。

予測困難な社会の変化に対応する府立図書館として、役割に応じた資料の収集や多様な文化資源に関する情報の提供を行い、人々が本に触れる機会を充実させます。また、様々な知識や情報を求める人々が利用しやすい図書館として、幅広い調査研究のニーズや知的好奇心に応えるサービスを提供します。

### 4 多様な資料の収集・整理・提供

府立図書館では、収集方針に基づき、課題解決や調査研究等に役立つ多様な資料を積極的に収集します。

また、限られた開架スペースを有効活用できるよう、利用頻度や資料構成を考えた配架に取り組みます。

- ・収集方針に基づき、課題解決や調査研究に資する資料の充実に努めます。
- ・利用動向を定期的に分析し、資料構成を踏まえた資料の収集を進めます。
- ・利用状況を踏まえて、開架資料の配置換えに努めます。
- ・美術館関連資料や貴重資料の開架スペースでの活用に努めます。

### 5 資料の適正な保存

保存センターの役目を担う図書館として、資料の適切な保存や、良好な書庫環境の維持に向けた取組を進めるとともに、市町村立図書館が所蔵する貴重な資料についても連携して保存に努めます。

- ・保存センターの役割を担う図書館として、書庫環境の充実に努めます。
- ・デジタルアーカイブによる資料の保存を進めます。
- ・市町村立図書館と連携して府内1冊所蔵図書の的確な把握と保存に取り組みます。

### 6 情報通信分野の整備とデジタルテクノロジーの活用

急激に変化する時代に対応し、図書館のオンラインサービス等デジタル環境の整備を進めます。

また、利便性の高い各種データベースの利用を促進します。

- ・デジタルテクノロジーを活用し、来館サービスの充実に努めます。
- ・デジタルアーカイブ資料の効果的な提供に努めます。

- ・電子書籍や音楽配信サービスが一層活用できる取組を推進します。
- ・館内の通信環境の整備を推進します。

## 7 レファレンス業務の充実

資料や情報を利用者の求めに応じて紹介するレファレンス機能の向上を図り、国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」へ調査成果を積極的に登録し、広く共有します。

- ・国立国会図書館レファレンス協同データベースを活用したレファレンス業務の充実に努めます。
- ・国立国会図書館等が開催するレファレンス研修に積極的に参加し、知識能力の向上を図ります。
- ・レファレンスと探究的な学びとの連携事業に取り組みます。

## 8 府立図書館の情報発信

府立図書館のサービスを府民が最大限活用するために、府立図書館の機能や取組をホームページや SNS 等で効果的に情報発信し周知を図ります。

- ・府立図書館の知名度アップのため、ウェブサイトおよび SNS での情報発信を積極的に行います。
- ・利用案内や調べ案内を動画配信するなど、提供方法の多角化を推進します。
- ・府立図書館の外観や空間の良さを活かした、魅力発信に努めます。
- ・府民に分かりやすく親しみやすい情報発信に努めます。

## 9 多様化する図書館サービスの的確な対応と充実

来館して図書館を楽しむとともに、電子書籍や音楽配信サービスなど多様化する図書館サービスに的確に対応し、充実を図ります。

- ・エントランス等での展示や案内掲示を工夫し、より効果的な情報提供に努めます。
- ・図書館の持つ資源を生かした講座やセミナーを実施し、府民の学びや交流の機会を広げます。
- ・府立学校・大学等と連携し、図書の魅力発信の取組を推進します。
- ・探究的な学びや調査研究に役立つデータベースの利用促進に努めます。
- ・電子書籍を利用し、簡単にどこでも気軽に読書できる環境を提供する取組を推進します。
- ・府立図書館の蔵書のアーカイブ化の取組を推進します。
- ・返却サービスの利便性の向上を図る取組を推進します。

## 10 障害者サービス等の充実

府立図書館では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」、「京都府障害者・障害児総合計画」に基づき、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる取組を推進します。

- ・「京都府障害者・障害児総合計画」に定めた、読書バリアフリーの充実に努めます。
- ・アクセシブルな書籍の情報提供や読書バリアフリー推進の先進事例を収集し、市町村立図書館等の支援に努めます。
- ・デジタルテクノロジーを活用した障害者サービスの提供の強化に努めます。
- ・サピエ図書館や国立国会図書館と連携し、視覚障害者等を支援する取組を推進します。
- ・京都ライトハウス情報ステーションや近隣施設等と連携し、共生社会の実現を目指す取組を推進します。

## 11 職員の資質・能力の向上

日々変化する動向をとらえ、利用者サービスの向上と結びつけていくため、職員の資質・能力の向上が大切です。文部科学省、国立国会図書館、大学等様々な機関が主催する研修・研究会等へ職員を積極的に派遣し、その成果を図書館サービスの充実に結びつけます。また、研修の実施に取り組みます。

- ・文部科学省・国立国会図書館、大学等様々な機関が主催する研修・研究会等へ積極的に参加し、職員の資質・能力の向上に努めます。
- ・大学や市町村立図書館の要請に応じた研修会の講師を務めるなどの取組を推進し、職員の資質・能力の向上に努めます。

### Ⅲ 京都が持つ長い歴史や文化を活かし、大学・文化施設・地元企業等と連携して、様々な交流機会を創出し、京都ならではの文化の振興と地域の活性化に寄与します。

悠久の歴史を持つ京都には、豊かな文化や産業が育まれ、大学や研究機関も数多く立地し、府立図書館の周囲の岡崎地域にも多くの文化施設があり、大学や様々な研究機関・文化施設・企業等と府立図書館の資源を活用して連携することで、京都の文化の発展と地域のさらなる活性化に寄与します。

#### 12 知的な交流の機会提供

知の集積地としての図書館という機能と大学・文化施設・地元企業等と連携することで、様々な交流機会を創出し、京都ならではの文化の振興、地域の活性化に寄与します。

- ・大学、研究機関、NPO、民間企業、団体等と連携した展示やセミナーを実施し、多様な人が交流する機会をつくれます。
- ・図書など資料にふれあう機会を創出し、知的好奇心を刺激する取組を推進します。
- ・小・中・高校生や大学生を対象とした講演会やイベントを実施し、交流の機会を提供します。
- ・府民の探究的な学習や対話を通じて、新たな発想が生まれる機会の提供に努めます。

#### 13 行政機関と連携した取組の推進

行政機関が、課題解決に向けた施策を企画立案するためには、的確で幅広い情報を入手することが必要です。府立図書館では、府民サービスの向上に資するため、課題解決に役立つ行政機関と連携した取組を推進します。

- ・行政機関の課題解決や情報収集の要請に応える、的確な資料の貸出等の取組を推進します。
- ・行政機関からの要請に応じたレファレンスサービスや複写サービスの取組を推進します。

■ 主な評価指標（令和8年度～令和12年度）

項 目	令和6年度実績	数値指標
年間貸出冊数	222,082冊	260,000冊
年間レファレンス数	15,367件	17,000件
相互貸借数（市町村・大学等）	21,650冊	26,000冊
学校支援セットの貸出セット数	513セット	800セット
子ども食堂、こどもの居場所づくりに取り組んでいる団体への図書の貸出冊数	1,762冊	2,000冊
SNSでの情報提供回数	266回	300回
講演会と展示数	60取組	80取組

■ 用語の解説

**京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）**

京都府内の公共図書館等の相互協力を推進するため、府立図書館がセンター館となって運営するウェブアプリケーション「K-Libnet システム」を基盤とし、京都学・歴彩館、市町村立図書館、参加大学図書館等の参加館がもつ所蔵資料の相互貸借及びそのための物流網を含むネットワーク全体のこと。総合目録とは、複数の図書館の蔵書目録を統合した目録をいう。

**連絡協力車**

京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）を利用し、図書館間の資料を相互貸借するために物流を担う仕組み若しくはその物流を担う車両のこと。

**レファレンス**

利用者が資料や情報を探す手助けをしたり、資料や情報を提供したりする業務のこと。府立図書館では、カウンターによる対応に加え、電話・ファックス・ホームページの専用フォームからのメールでも受け付けている。

**学校支援セット**

府立図書館における学校教育活動への支援の一環として、調べ学習や読書等に役立つ図書をテーマごとにまとめた資料セットのこと。府内の小・中・高等学校・特別支援学校・義務教育学校にセットで貸出しを行う。

## デジタルアーカイブ

文化資産・学術資料等といった様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組の総体。

(出典：知的財産戦略本部『デジタルアーカイブ戦略 2026-2030』首相官邸、2025年、6頁)

## レファレンス協同データベース

国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している、調べ物のためのデータベース。公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館等におけるレファレンス事例、調べ方マニュアル、特別コレクション及び参加館プロフィールに係るデータを蓄積し、並びにデータを、インターネットを通じて提供することにより、図書館等におけるレファレンスサービス及び一般利用者の調査研究活動を支援することを目的とする。

(出典：レファレンス協同データベース <https://crd.ndl.go.jp/jp/library/index.html>)

## サピエ図書館

「サピエ」は、視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワークで、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。サピエ図書館は、サピエのメインサービスで、全国のサピエ会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書などの全国最大の書誌データベース。資料によっては貸出依頼を出したり、コンテンツをダウンロードしたりすることもできる。

(出典：サピエ <https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>)

